

稲沢市は、個人情報の持出し、紛失をした職員に対し、令和5年12月27日に下記のとおり処分を行った。

記

| 被 処 分 者 所 属 等 | 処 分 内 容 | 処 分 発 令 日 | 根 拠 法 令 | 摘 要 |
|--|---------|------------|---------------------------|------|
| 子ども健康部子育て支援課 稲沢北児童クラブ 放課後児童支援員 (会計年度任用職員) | 戒告 | 令和5年12月27日 | 地方公務員法第29条第1 項第1号及び第2号 | 懲戒処分 |

(問合先 稲沢市総合政策部人事課人事グループ 電話0587-32-1111 内線212)